



2012年4月5日

各 位

会 社 名 イオンモール株式会社
代表者名 代表取締役社長岡崎 双一
(コード番号：8905 東証第一部)
問合わせ先 常務取締役管理本部長 河原 健次
電 話 番 号 0 4 3 - 2 1 2 - 6 7 3 3

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は2012年3月5日付「決算期の変更及び当社グループにおける決算期統一の検討に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、決算期変更について検討してまいりました結果、2012年5月15日開催予定の第101期定時株主総会で「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、下記の通り、本日開催の取締役会において決算期を変更することを決議いたしました。また、併せて、事業の目的、自己株式の取得につきましても、定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 決算期の変更の内容

現 在：毎年2月20日

変更後：毎年2月末日

※本決算期の変更に伴い、2013年2月期（第102期）は、2012年2月21日から2013年2月20日の12ヶ月決算から、2012年2月21日から2013年2月末日までの12ヶ月8日決算となる予定です。当社の2013年2月期連結業績に与える影響は軽微であり、業績見通しにつきましては、本日付開示「2012年2月期決算短信」をご参照ください。

2. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社の親会社であるイオン株式会社の事業年度の末日が毎年2月末日であることを勘案し、効率的な業務執行及び情報開示の透明性を高めるため当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。事業年度の変更に伴い、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第39条（事業年度）、並びに第41条（剰余金の配当の基準日）につき所要の変更を行うとともに、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。また、当社の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行い、決算期を2月末日に統一する予定です。
- (2) 会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第7条に自己株式取得の規定を新設するものであります。
- (3) 当社では、2011年11月より新規事業として、不動産仲介「イオンハウジング」を展

開しております。当該事業は、イオングループが展開する金融や住宅リフォーム、家事代行サービス、太陽光発電の幹旋などの様々な住宅関連事業を総合的に結集して、当社がイオングループのモール内に店舗を構え不動産仲介事業を展開するものであります。今後の事業拡大を図るため、定款第2条の（目的）を追加および文言の整理をするものであります。

（4）上記各変更に伴う条数の変更、法文に忠実な表現への変更、その他必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

3. 定款変更の内容

変更内容は、下記の通りです。

（下線部分に変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（商 号） 第1条 当社は、イオンモール株式会社と称し、 英文では ION Mall Co., Ltd. と表示する。	（商 号） 第1条 (現行どおり)
第 1 章 総 則	
（目 的） 第2条 当社は、国内外において、次の事業を 営むことを目的とする。 1. ショッピングセンターを主とした不動産 の開発、建設、運営および管理に関する 業務 2. 不動産の売買および賃貸借に関する業務 3. 不動産のプロパティマネジメント（管理 運営）に関する業務 4. 酒類、米穀、塩およびたばこ等の販売を 含む総合小売業 5. 郵便切手類、印紙、銃砲刀剣、商品券お よび古物の売買 6. 総合サービス業 7. インターネット上のショッピングモール の企画・制作・運営 8. インターネット上での広告業務 9. フランチャイズビジネス事業 10. 有価証券の投資、売買および仲介 11. 総合リース業および物品のレンタル業 12. 実用新案権・特許権・商標権・意匠権等 の産業財産権および著作権等の無体財 産権の使用許諾権の供与および販売 (新設) 13. 前各号に付帯関連するコンサルティング 業務 14. 前各号に付帯関連する一切の業務	（目 的） 第2条 当社は、国内外において、次の事業を 営むことを目的とする。 1. ショッピングセンターを主とした不動産 の開発、建設、運営および管理に関する 業務 2. 不動産の売買、 <u>交換</u> 、 <u>賃貸借</u> およびその <u>仲介</u> に関する業務 3. 不動産のプロパティマネジメント（管理 運営）に関する業務 4. 酒類、米穀、塩およびたばこ等の販売を 含む総合小売業 5. 郵便切手類、印紙、銃砲刀剣、商品券お よび古物の売買 6. 総合サービス業 7. インターネット上のショッピングモール の企画・制作・運営 8. インターネット上での広告業務 9. フランチャイズビジネス事業 10. 有価証券の投資、売買および仲介 11. 総合リース業および物品のレンタル業 12. 実用新案権・特許権・商標権・意匠権等 の産業財産権および著作権等の無体財 産権の使用許諾権の供与および販売 13. <u>損害保険代理業</u> 14. 前各号に付帯関連するコンサルティング 業務 15. 前各号に付帯関連する一切の業務
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を千葉市に置く。	（本店の所在地） 第3条 (現行どおり)
（機 関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。	（機 関） 第4条 (現行どおり)

(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	
(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株式	
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3億2000万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)
(新設)	(自己株式の取得) 第7条 <u>当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第8条 (現行どおり)
(単元未満株主の権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。	(単元未満株主の権利) 第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第10条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	
(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月20日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。
(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他	(招集権者および議長) 第14条 (現行どおり)

<p>の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、20名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p>

<p>上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 23 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p>

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	
<p>(監査役の員数)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p>

<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役) 第 32 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査役) 第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役の実任契約) 第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(社外監査役の実任契約) 第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会規則) 第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則) 第 39 条 (現行どおり)</p>

第 6 章 計 算	
<p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までの 1 年とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は毎年 8 月 20 日とする。</p> <p>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は毎年 8 月末日とする。</p> <p>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 <u>第 40 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 102 期事業年度は平成 24 年 2 月 21 日から平成 25 年 2 月 28 日までの 12 カ月 8 日とする。</u></p> <p>第 2 条 <u>第 42 条 (剰余金の配当の基準日) 第 2 項の規定は、平成 24 年 9 月 1 日からその効力を生じる。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則は、第 102 期事業年度の終了後これを削除する。</u></p>

4. 日程

取締役会決議	2012 年 4 月 5 日
株主総会開催日 (効力発生日)	2012 年 5 月 15 日

以 上